

第75号議案

芦屋市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年12月1日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

国の道路占用料の改定を参考に、本市の道路占用料を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市道路占用料条例の一部を改正する条例

芦屋市道路占用料条例（昭和29年芦屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		区別	単位	単価（円）
法第32条	電柱，支柱，支線柱及び支線	年額	1本	4,644
第1項第1号に掲げる工作物	電気事業者が電線等を添架した電柱又は電柱又は電話柱	年額	1本	3,096
	電話柱，電話支柱，電話支線柱及び電話支線	年額	1本	2,412
	認定電気通信事業者が電話線等を添架した電柱又は電話柱	年額	1本	1,608
	その他の柱類	年額	1本	180
	共架電線その他上空に設ける線類	年額	1メートル	24
	地下に設ける電線その他の線類	年額	1メートル	24
	路上に設ける変圧器	年額	1基	1,692
	地下に設ける変圧器	年額	1平方メートル	1,548
広告塔	直径又は長辺が1メートル未満で高さが4メートル未満のもの	月額	1基	3,215
	直径又は長辺が1メートル未満で高さが4メートル以上のもの			6,430
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	年額	1平方メートル	3,444
	郵便差出箱及び信書便差出箱	年額	1平方メートル	3,444
	その他のもの	月額	1平方メートル又は1メートル	536
法第32条	地 外径が0.07メートル未満のもの	年額	1メートル	120

第1項第2号に掲げる物件	地下埋設物・架空の管類	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			156
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			240
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			312
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			468
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			624
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			1,092
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			1,548
		外径が1メートル以上のもの			3,096
	マンホールその他これに類するもの	年額	1平方メートル		3,444
	地下埋設管への共同収容物	外径が0.05メートル未満のケーブル	年額	1メートル	84
法第32条第1項第3号に掲げる施設	軌道その他これに類するもの	年額	1平方メートル		3,444
法第32条第1項第4号に掲げる施設	アーケード	年額	1平方メートル		168
	日よけ，雨よけその他これらに類するもの	月額	1平方メートル		129
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下室，地下街その他これらに類するもの	年額	1平方メートル		2,904
	上空に設ける通路その他これに類するもの	年額	1平方メートル		2,904
	道路（地上）に接する通路その他これに類するもの	年額	1平方メートル		4,284
	地下に設ける通路その他これに類するもの	年額	1平方メートル		2,904
法第32条第1項第6号に掲げる施設	露店，商品置場その他これらに類するもの	月額	1平方メートル		536

る施設					
法第32条 第1項第7 号に掲げ る施設	広 告 看 板 類	官公署の宣伝併用のもの及び突出看板	月額	表示面積1	176
		その他のもの		平方メー トル	356
	板 類	電柱等既設占用物件に添架のもの		1枚	242
		電柱等既設占用物件に巻付けのもの			121
		乗合自動車停留場標識	年額	1本	2,244
		標柱及び標識類	月額	1本	287
	ア 一 チ	上空のみ占用のもの	月額	1基	1,206
		柱の直径又は長辺が0.2メートル未満のもの			2,412
		柱の直径又は長辺が0.2メートル以上のもの			3,858
	工 事 用 仮 囲 、 足 場 及 び 工 事 用 材 料 置 場 並 び に 落 下 防 止 柵 そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の	路面占用物件	月額	1平方メー トル	536
		上空占用物件	月額	1平方メー トル	242
		広告併用街灯	年額	1本	1,044
		車輪止め装置その他の器具	年額	1平方メー トル	4,452
		その他のもの	月額	1平方メー トル又は1 メートル	536

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市道路占用料条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

国の道路占用料の改定を参考に、本市の道路占用料を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

道路占用料を次のとおり改定する。(別表関係)

占用物件		区別	単位	単価 (円)	
				改正案	現行
電柱, 支柱, 支線柱及び支線		年額	1 本	4,644	4,320
電気事業者が電線等を添架した電柱又は電話柱		年額	1 本	3,096	2,880
電話柱, 電話支柱, 電話支線柱及び電話支線		年額	1 本	2,412	2,232
認定電気通信事業者が電話線等を添架した電柱又は電話柱		年額	1 本	1,608	1,488
その他の柱類		年額	1 本	現行 どおり	180
共架電線その他上空に設ける線類		年額	1m	現行 どおり	24
地下に設ける電線その他の線類		年額	1m	現行 どおり	24
路上に設ける変圧器		年額	1 基	1,692	1,764
地下に設ける変圧器		年額	1 m <sup>2</sup>	1,548	1,440
広告塔	直径又は長辺が 1m未満で高さが 4m未満のもの	月額	1 基	3,215	3,684
	直径又は長辺が 1m未満で高さが 4m以上のもの			6,430	7,356
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		年額	1 m <sup>2</sup>	3,444	3,600
郵便差出箱及び信書便差出箱		年額	1 m <sup>2</sup>	3,444	3,600
その他のもの		月額	1 m <sup>2</sup> 又は 1m	536	624
地下埋設物・架空の管類	外径が 0.07m未満のもの	年額	1m	120	108
	外径が 0.07m以上 0.1m未満のもの			156	144
	外径が 0.1m以上 0.15m未満のもの			240	216
	外径が 0.15m以上 0.2m未満のもの			312	288

	外径が 0.2m以上 0.3m未満のもの			468	432
	外径が 0.3m以上 0.4m未満のもの			624	576
	外径が 0.4m以上 0.7m未満のもの			1,092	1,008
	外径が 0.7m以上 1m未満のもの			1,548	1,440
	外径が 1m以上のもの			3,096	2,880
マンホールその他これに類するもの		年額	1 m <sup>2</sup>	3,444	3,600
地下埋設管への共同収容物	外径が 0.05m未満のケーブル	年額	1m	84	72
軌道その他これに類するもの		年額	1 m <sup>2</sup>	3,444	3,600
アーケード		年額	1 m <sup>2</sup>	現行どおり	168
日よけ, 雨よけその他これらに類するもの		月額	1 m <sup>2</sup>	129	120
地下室, 地下街その他これらに類するもの		年額	1 m <sup>2</sup>	2,904	2,952
上空に設ける通路その他これに類するもの		年額	1 m <sup>2</sup>	2,904	2,952
道路(地上)に接する通路その他これに類するもの		年額	1 m <sup>2</sup>	現行どおり	4,284
地下に設ける通路その他これに類するもの		年額	1 m <sup>2</sup>	2,904	2,952
露店, 商品置場その他これらに類するもの		月額	1 m <sup>2</sup>	536	624
広告看板類	官公署の宣伝併用のもの及び突出看板	月額	表示面積 1 m <sup>2</sup>	現行どおり	176
	その他のもの			現行どおり	356
	電柱等既設占用物件に添架のもの		1 枚	242	252
	電柱等既設占用物件に巻付けのもの			121	132
乗合自動車停留場標識		年額	1 本	2,244	2,340
標柱及び標識類		月額	1 本	287	300
アーチ	上空のみ占用のもの	月額	1 基	1,206	1,236
	柱の直径又は長辺が0.2m未満のもの			2,412	2,460
	柱の直径又は長辺が0.2m以上のもの			3,858	3,924
工事中仮囲, 足場及び工事用材料置場並びに落下防止柵その他これらに類するもの	路面占用物件	月額	1 m <sup>2</sup>	536	624
	上空占用物件	月額	1 m <sup>2</sup>	242	252
広告併用街灯		年額	1 本	現行どおり	1,044
車輪止め装置その他の器具		年額	1 m <sup>2</sup>	現行どおり	4,452
その他のもの		月額	1 m <sup>2</sup> 又は 1m	536	624

3 施行期日

平成30年4月1日

## 道路占用料の算出方法について

本市の道路占用料は阪神間道路管理者連絡協議会（以下「阪道管」という。）において決定した統一単価を採用している。阪道管は尼崎市，西宮市，芦屋市，伊丹市，宝塚市，川西市，三田市及び猪名川町の7市1町で構成され，これまで同一経済圏域にある行政機関として，道路管理行政において相互の連絡研究を図ってきた。

## (1) 道路占用料の算出

国と同様に次の算式を用いて算出する。

$$\text{①道路価格} \times \text{②占用面積} \times \text{③使用料率} \times \text{④修正率} \times \text{⑤占用期間}$$

## ① 道路価格

## ア 道路価格の種類

道路価格については，国と同様，阪道管の構成市全域の平均道路価格である平均地価格と，商業地内における平均道路価格である商業地価格の2種類を設定している。

## イ 平均地価格の算出

平均地価格の算出に当たっては，より実勢に即した道路価格を算出するため，固定資産税評価における宅地・田畑・山林の各地目の道路延長を反映し，平均地価格を算出している。

	改定後	改定前	改定後/改定前
平均地価格	71,000円	90,200円	78.7%

## ウ 商業地価格の算出

商業地価格の算出に当たっては，構成市町の商業地域・近隣商業地域の面積に，それぞれの評価単価を乗じ，その合計額を商業地域・近隣商業地域の総面積で除したものを商業地価格としている。

	改定後	改定前	改定後/改定前
商業地価格	173,300円	218,800円	79.2%

## ② 占用面積

占用面積とは，占用物件の垂直投影面積であるが，広告物等については，その表示面積が該当する。



③ 使用料率

使用料率とは、地価に対する賃料の割合に相当する率であり、国においては、平成27年度に全市区町村を対象とした調査に基づき定めている数値を採用している。

○使用料率の変遷

(単位：%)

	国		阪道管	
	平成26年4月 施行	平成29年4月 施行	平成24年4月 施行	平成30年4月 施行予定
平均地	3.99	4.84	3.99	4.84
商業地	3.71	3.71	3.36	3.71

④ 修正率（軽減措置の適用）

修正率とは、上空及び地下占用物件が、地上物件に比べ、通行に与える影響が小さいことから、占用料を減じる目的で適用される率をいう。

修正率は、上空、地下占用物件ともに1/2を原則とするが、改定に伴う占用者の負担を軽減するため、今回の改定においては上空、地下占用物件ともに9/20とする。

○修正率の変遷

	国		
	昭和63年4月 施行	平成8年4月 施行	平成20年4月 施行～現行
上空	1/2	2/3	1/2
地下	1/2	1/3	3/10

	阪道管		
	平成18年4月 施行	平成24年4月 施行	平成30年4月 施行予定
上空	1/2	4/10	9/20
地下	1/2	4/10	9/20

⑤ 占用期間

占用期間は、実態に応じた期間とし、占用物件によって年額又は月額をそれぞれ設定している。

(2) その他

- ① 商業振興施策の一環として、商店街振興組合法に基づき設置されている法人及び小規模店舗が主な占有者となる占有物件については、占有料単価を据え置くこととしている。

**【対象とする占有物件】**

- ・アーケード
- ・広告看板類（電柱等に添架又は巻付けしたものを除く。）
- ・広告併用街灯

- ② 自転車等放置禁止区域内等における不法駐輪対策を積極的に推進するため、車輪止め装置その他の器具については、占有料単価を据え置くこととしている。

芦屋市道路占用料条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案					現 行				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
占用物件		区別	単位	単価 (円)	占用物件		区別	単位	単価 (円)
法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	電柱、支柱、支線柱及び支線	年額	1本	<u>4,644</u>	法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	電柱、支柱、支線柱及び支線	年額	1本	<u>4,320</u>
	電気事業者が電線等を添架した 電柱又は電話柱	年額	1本	<u>3,096</u>		電気事業者が電線等を添架した 電柱又は電話柱	年額	1本	<u>2,880</u>
	電話柱、電話支柱、電話支線柱及 び電話支線	年額	1本	<u>2,412</u>		電話柱、電話支柱、電話支線柱及 び電話支線	年額	1本	<u>2,232</u>
	認定電気通信事業者が電話線等 を添架した電柱又は電話柱	年額	1本	<u>1,608</u>		認定電気通信事業者が電話線等 を添架した電柱又は電話柱	年額	1本	<u>1,488</u>
	その他の柱類	年額	1本	180		その他の柱類	年額	1本	180
	共架電線その他上空に設ける線 類	年額	1メー トル	24		共架電線その他上空に設ける線 類	年額	1メー トル	24
	地下に設ける電線その他の線類	年額	1メー トル	24		地下に設ける電線その他の線類	年額	1メー トル	24
	路上に設ける変圧器	年額	1基	<u>1,692</u>		路上に設ける変圧器	年額	1基	<u>1,764</u>
	地下に設ける変圧器	年額	1平方メ ートル	<u>1,548</u>		地下に設ける変圧器	年額	1平方メ ートル	<u>1,440</u>
	広 告 塔	直径又は長辺が1メートル未 満で高さが4メートル未満の もの	月額	1基		<u>3,215</u>	広 告 塔	直径又は長辺が1メートル未 満で高さが4メートル未満の もの	月額
	直径又は長辺が1メートル未			<u>6,430</u>		直径又は長辺が1メートル未			<u>7,356</u>

改正案					現行					
		満で高さが4メートル以上のもの					満で高さが4メートル以上のもの			
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	年額	1平方メートル	3,444		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	年額	1平方メートル	3,600
		郵便差出箱及び信書便差出箱	年額	1平方メートル	3,444		郵便差出箱及び信書便差出箱	年額	1平方メートル	3,600
		その他のもの	月額	1平方メートル又は1メートル	536		その他のもの	月額	1平方メートル又は1メートル	624
法第32条第1項第2号に掲げる物件	地下埋設物の架空の管類	外径が0.07メートル未満のもの	年額	1メートル	120	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	年額	1メートル	108
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			156		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			144
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			240		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			216
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			312		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			288
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			468		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			432
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			624		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			576
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			1,092		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			1,008
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			1,548		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			1,440

改正案					現行						
	トル未満のもの					トル未満のもの					
	外径が1メートル以上のもの			3,096		外径が1メートル以上のもの			2,880		
	マンホールその他これに類するもの	年額	1平方メートル	3,444		マンホールその他これに類するもの	年額	1平方メートル	3,600		
	地下埋設管への共同収容物	外径が0.05メートル未満のケーブル	年額	1メートル	84	地下埋設管への共同収容物	外径が0.05メートル未満のケーブル	年額	1メートル	72	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	軌道その他これに類するもの		年額	1平方メートル	3,444	法第32条第1項第3号に掲げる施設	軌道その他これに類するもの		年額	1平方メートル	3,600
法第32条第1項第4号に掲げる施設	アーケード		年額	1平方メートル	168	法第32条第1項第4号に掲げる施設	アーケード		年額	1平方メートル	168
	日よけ, 雨よけその他これらに類するもの		月額	1平方メートル	129		日よけ, 雨よけその他これらに類するもの		月額	1平方メートル	120
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下室, 地下街その他これらに類するもの		年額	1平方メートル	2,904	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下室, 地下街その他これらに類するもの		年額	1平方メートル	2,952
	上空に設ける通路その他これに類するもの		年額	1平方メートル	2,904		上空に設ける通路その他これに類するもの		年額	1平方メートル	2,952
	道路(地上)に接する通路その他これに類するもの		年額	1平方メートル	4,284		道路(地上)に接する通路その他これに類するもの		年額	1平方メートル	4,284
	地下に設ける通路その他これに類するもの		年額	1平方メートル	2,904		地下に設ける通路その他これに類するもの		年額	1平方メートル	2,952
法第32条第1項第6号に掲げる施設	露店, 商品置場その他これらに類するもの		月額	1平方メートル	536	法第32条第1項第6号に掲げる施設	露店, 商品置場その他これらに類するもの		月額	1平方メートル	624

改正案						現 行						
る施設						る施設						
法第32条 第1項第7 号に掲げ る施設	広告 看板 類	官公署の宣伝併用のもの	月額	表示面積	176	法第32条 第1項第7 号に掲げ る施設	広告 看板 類	官公署の宣伝併用のもの	月額	表示面積	176	
		及び突出看板		1平方メ				1平方メ				
		その他のもの		一トル	356			その他のもの		一トル	356	
		電柱等既設占用物件に添架のもの		1枚	242			電柱等既設占用物件に添架のもの		1枚	252	
		電柱等既設占用物件に巻付けのもの			121			電柱等既設占用物件に巻付けのもの				132
		乗合自動車停留場標識	年額	1本	2,244			乗合自動車停留場標識	年額	1本	2,340	
		標柱及び標識類	月額	1本	287			標柱及び標識類	月額	1本	300	
	アー チ	上空のみ占用のもの	月額	1基	1,206	アー チ	上空のみ占用のもの	月額	1基	1,236		
		柱の直径又は長辺が0.2メートル未満のもの			2,412					柱の直径又は長辺が0.2メートル未満のもの	2,460	
		柱の直径又は長辺が0.2メートル以上のもの			3,858					柱の直径又は長辺が0.2メートル以上のもの	3,924	
工事用仮囲、足場及び工事用材料置場並びに落下防止柵その他これらに類するもの	路面占用物件	月額	1平方メートル	536	工事用仮囲、足場及び工事用材料置場並びに落下防止柵その他これらに類するもの	路面占用物件	月額	1平方メートル	624			
	上空占用物件			242					上空占用物件	252		
	広告併用街灯	年額	1本	1,044		広告併用街灯	年額	1本	1,044			
	車輪止め装置その他の器具	年額	1平方メートル	4,452		車輪止め装置その他の器具	年額	1平方メートル	4,452			
	その他のもの	月額	1平方メ	536		その他のもの	月額	1平方メ	624			

改正案				現 行			
			一トル又 は1メー トル				一トル又 は1メー トル
備考 (省略)				備考 (省略)			